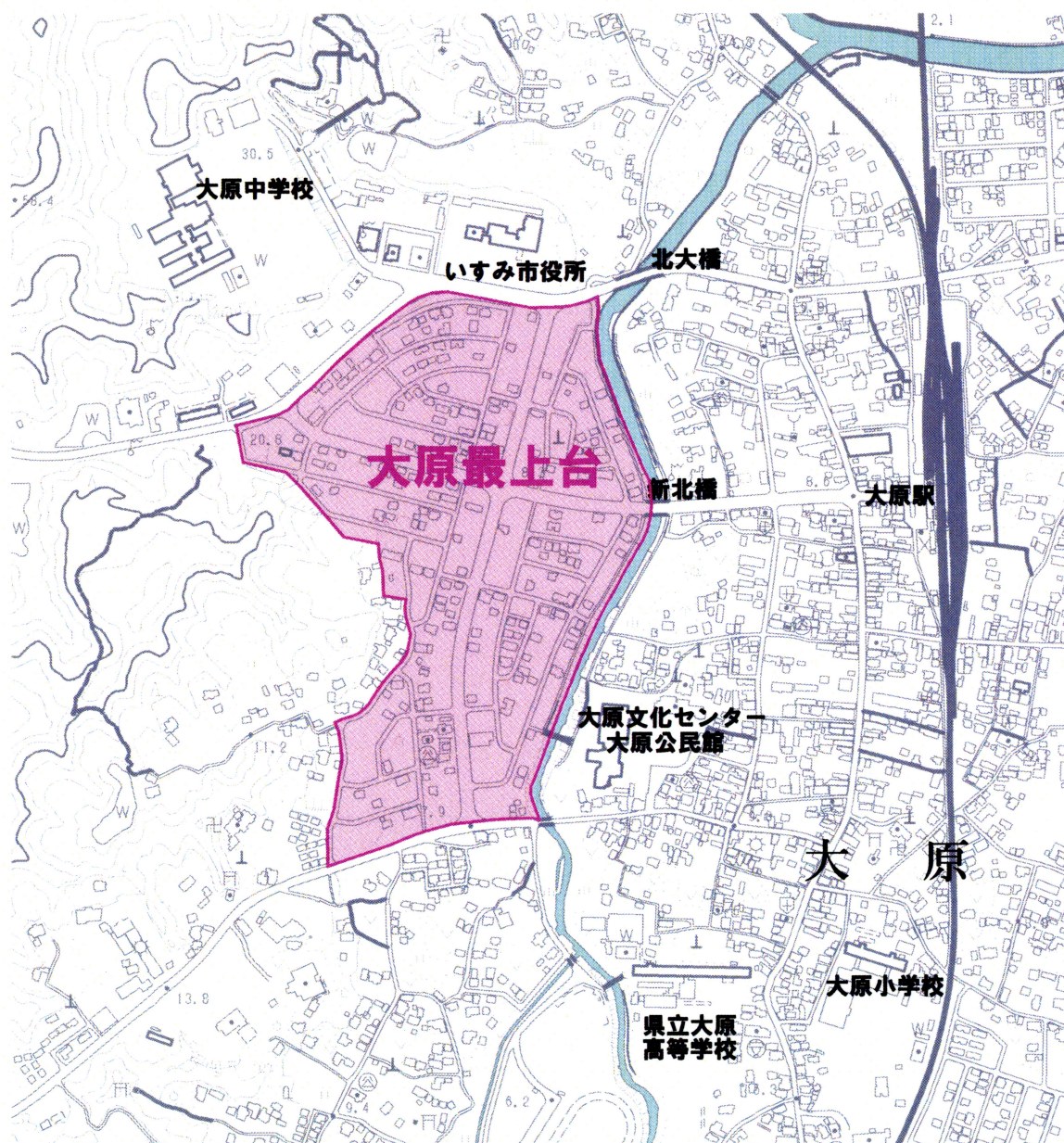


寄瀬土地区画整理事業換地処分に伴う

町名地番変更に係る住所変更の手引き

各種手続き一覧



寄瀬土地区画整理事業によって令和元年8月10日(土)から新しい区域「大原最上台」が誕生します。本書では住所、本籍等の地番が変更となる方に行っていただく主な手続き等についてご案内します。

令和元年8月

住民票の住所の書き換えについて

住民票の住所は、市役所が換地処分の公告の日の翌日（令和元年8月10日）に、次のとおり書き換えます。

現在お住まいの仮換地（保留地）の公図上の地番に住民票の住所を設定されている方
地区内に新しくお住まいになった際、住民票の住所に仮換地（保留地）の公図上の地番以外の町名地番を使用されている方



現在お住まいの仮換地（保留地）に与える新しい町名地番に書き換えとなります。

大原最上台（寄瀬土地区画整理事業区域内）に住所を設定されている方には、市民課より新住所の通知をいたします。

本籍地の書き換えについて

本籍地は、市役所が換地処分の公告の日の翌日（令和元年8月10日）に書き換えます。
本籍地を書き換え以外のところに設定されたい場合は、ご自身で転籍届が必要となります。

本籍地は、本籍地が設定されている従前地の権利に対応する仮換地に与える新しい町名地番に書き換えとなります。

町名地番変更証明書の無料発行について

町名地番変更証明書（以下「証明書」といいます。）は、登記簿の登記名義人住所変更登記の手続きや免許、許可、認可等の各種届出における住所変更手続きに必要な証明書です。

○個人の証明書は、「住所変更」と「本籍地変更」の2種類となります。

- ・大原最上台（寄瀬土地区画整理事業区域内）に住所を設定されている方には、市民課より新住所の通知をいたします。
- ・「住所変更」の証明書の交付は、令和元年8月13日（火）から行います。
- ・「本籍地変更」の証明書の交付は、換地処分の公告の日から2週間後となる予定です。
- ・上記証明書は、市役所の市民課の窓口で交付いたします。
運転免許証など本人確認ができる書類を持参してください。
（午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

○法人や個人事業所の証明書は、「所在地変更」の1種類となります。

- ・「所在地変更」の証明書は、1事業所につき10枚同封します。不足分の証明書の交付は、令和元年8月13日（火）から行います。
- ・証明書の交付には、申請書の提出が必要です。
- ・上記申請書は、市役所の建設課の窓口で交付します。
- ・申請を受付後、証明書を発行しましたら、別途ご連絡いたします。
（午前8時30分から午後5時15分まで。※土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

郵便番号の変更について

区域内の郵便番号は、下記のとおり変更となります。

変更前の郵便番号 298-0004 ⇒ **変更後の郵便番号 298-0006**

日本郵便(株)の無料はがきについて

新しい住所や郵便番号をお知り合いやお取引先などにお知らせいただくため、日本郵便(株)から通信事務郵便として配達される無料の「町名地番変更のお知らせ」はがきを1世帯、または1法人あたり最大50枚まで交付します。

このはがきの配達を希望される方は、はがきに宛名、新住所等を記入の上、同封の封筒に入れて郵便差出箱(ポスト)、大原郵便局窓口または最寄りの郵便局へお出してください。

住所変更に伴う諸手続きについて

住所変更で手続きが必要となるのは、換地処分の公告の日の翌日(令和元年8月10日)以降です。

換地処分に伴う住所変更で、行政が管理している登録住所や皆様がお持ちの証書なども新しい住所となります。市役所の公簿類(住民票、戸籍など)のように、市役所が職権で新しく書き換えるものもありますが、皆様がご自身で変更の手続きしていただくものもあります。

また、民間企業等との契約などは、その企業等によって手続きが異なりますので、お手数ですがお尋ねください。

次項以降に主な手続き等を一覧表にまとめましたので、ご確認ください。

住所変更の手続きが「必要」なものと「不要」なものがあります。

一覧表に記載以外の免許、許可、認可等についても、法律や条例等で住所変更の届出が定められているものは、ご自身で手続きをしていただくこととなります。「手続きの期間」欄の「実施日」は、換地処分の公告の日の翌日(令和元年8月10日)です。

必要書類等欄の「証明書」とは、「町名地番変更証明書」のことです。

手続き等の詳しい内容は、次項以降の一覧表に記載しております問い合わせ先にお尋ねください。

市役所が公簿類の書き換えを行うもの (皆様による変更手続きは不要)

事 項	該 当 者	手続きの期間	問い合わせ先
住民票 (住民基本台帳)	住民登録をしている方	手続きの必要はありません。 市役所が新しい住所、本籍に書き換えます。	市 民 課 (市民班) 62-1114
戸 籍 (本籍欄)	本籍がある方		
戸籍の附票 (住所欄)	住民登録をしている方		
印鑑登録原票	印鑑登録をしている方		
固定資産税 課税台帳	区域内に不動産をお持ちの方	手続きの必要はありません。 市役所が、換地処分公告後の翌年4月から新しい所在地番に書き換えます。	税 務 課 (資産税班) 62-1116

皆様による住所変更の手続きが「不要」なもの「必要」なもの(市役所関係)

住所変更の手続きをしなくても受けられるサービスもありますが、保険証などを身分証明書として利用されている場合は、変更手続きをされることをお勧めします。

住所変更が必要となるものは、お手数ですが市役所の担当窓口までお越しください。

事 項	該 当 者	手続きの期間	必 要 書 類 等	手続・問合せ先
住民基本台帳カード (写真無・写真付) ※住所変更と同時に電子証明は失効します。	左記のカード等をお持ちの方	実施日以降速やかに。 (カードに記載の住所を書き換えます。)	写真無は、手続きの必要はありません。 住民基本台帳カード (写真付)(暗証番号が必要)	市 民 課 (市民班) 62-1114
マイナンバー通知カード			マイナンバー通知カード 本人確認書類	
マイナンバーカード ※住所変更と同時に電子証明は失効します。			マイナンバーカード (暗証番号が必要) ※署名用電子証明の再発行手続き	
在留カード 特別永住者証明書			在留カードまたは特別永住者証明書	

事 項	該 当 者	手続きの期間	必 要 書 類 等	手続・問合せ先
国民年金第1号被保険者の住所（自営業の方など）	国民年金に加入の方	手続きの必要はありません。 市役所が新しい住所に書き換えます。		市 民 課 （国保年金班） 62-1115
後期高齢者医療被保険者証	被保険者証・認定証・受領書をお持ちの方	手続きの必要はありません。 実施日以降に市役所から順次郵送します。 （郵送されるまでは、従来のものをそのままお使いいただけます。）		
後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証				
後期高齢者医療特定疾病療養受療証				
国民健康保険被保険者証	被保険者証・認定証をお持ちの方			
国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証				
国民健康保険限度額適用認定証				
介護保険被保険者証	被保険者証・認定証・割合証をお持ちの方	手続きの必要はありません。 実施日以降に市役所から順次郵送します。 （郵送されるまでは、従来のものをそのままお使いいただけます。）		健康高齢者支援課 （介護保険班） 62-1118
介護保険負担限度額各種認定証				
介護保険負担割合証				
重度心身障害医療費受給券	受給券・助成券をお持ちの方	手続きの必要はありません。 更新時に書き換わります。 （ただし、すぐに表示の変更が必要な方は、実施日以降に申し出ください。）		重心障害受給券 （社会・障害福祉班） 62-1117
子ども医療費助成受給券				こども医療 児童扶養手当 （子育て支援室） 60-1120
児童扶養手当証書	証書をお持ちの方			
身体障害者手帳	手帳をお持ちの方	実施日以降速やかに福祉課の窓口で変更手続きをしてください。	手帳 印鑑 マイナンバーカード	福 祉 課 （社会・障害福祉班） 62-1117
療育手帳				
精神障害者保健福祉手帳				

事 項	該 当 者	手続きの期間	必 要 書 類 等	手続・問合せ先
自立支援医療受給者証 （精神通院） （更生医療） （育成医療）	受給者証をお持ちの方	次回更新時まで、そのままお使いください。 更新時に書き換わります。 （ただし、すぐに表示の変更が必要な方は、 実施日以降に申し出ください。）		福 祉 課 （社会・障害福祉班） 62-1117
福祉サービス受給者証		実施日以降速やかに福祉課の窓口で変更手続きをしてください。	受給者証 印鑑	
地域生活支援サービス受給者証				
特別児童扶養手当証書	証書をお持ちの方	手続きの必要はありません。 （証書の再発行を希望される方は、 実施日以降に申し出ください。）		
特別障害者手当	手当を受給されている方	手続きの必要はありません。 福祉課で変更します。		
障害児福祉手当				
母子健康手帳	手帳をお持ちの方	手続きの必要はありません。 ご本人で書き換えてご利用ください。		健康高齢者支援課 （健康づくり班） 62-1162
予防接種予診票	予診票をお持ちの方			
市内の保育所（園）等への住所変更手続き （公立・私立とも）	市内の保育所（園）等に通う子のいる保護者	手続きの必要はありません。 福祉課から保育所（園）へ住所の変更を通知します。		子の通所（園）先 福祉課 （子育て支援室） 60-1120
市立の小・中学校への住所変更手続き	市立学校に通う子のいる保護者	手続きの必要はありません。 教育委員会から学校へ住所の変更を通知します。		学校教育課 （教育総務班） 62-3621
放課後児童クラブへの住所変更手続き	市内放課後児童クラブに通う子のいる保護者	手続きの必要はありません。 福祉課から放課後児童クラブへ住所の変更を通知します。		各クラブ 福祉課 （子育て支援室） 60-1120
畜犬登録（犬の登録）	犬の登録をされている方	手続きの必要はありません。 市役所が新しい住所に書き換えます。		環境水道課 （環境班） 62-1385
水道使用者の住所	水道の利用者	手続きの必要はありません。 市役所が新しい住所に書き換えます。 ※検針時期により、旧住所で表記された検針票や納付書が発送される場合がありますので、ご了承ください。		環境水道課 （水道業務班） 62-1384 ガイオリア・ジエッツ 62-4013

事 項	該 当 者	手続きの期間	必 要 書 類 等	手続・問合先
排気量50ccを超え125cc以下の自動二輪車、原動機付き自転車の住所変更	自動二輪車等をお持ちの方	手続きの必要はありません。 市役所が新しい住所に書き換えます。		税 務 課 (市民税班) 62-1116
法人市民税に係る法人の所在地変更	区域内に事務所、事業所等を設けている法人の代表者	実施日以降速やかに	法人等異動届出書 登記事項証明書(写)	
防災行政無線戸別受信機	戸別受信機の利用者	手続きの必要はありません。 危機管理課で変更します。		危機管理課 (情報危機管理班) 62-2000
防災メール	防災メールの登録をされている方	手続きの必要はありません。		
図書利用者カード	利用者カードをお持ちの方	手続きの必要はありません。 実施日以降、来館された際に、窓口に出してください。		利用している 各図書室
公立病院 (いすみ医療センター) 診察券	診察券をお持ちの方	手続きの必要はありません。 実施日以降、来院された際に、窓口に出してください。		いすみ医療センター (医事課) 86-2311

皆様がご自分で住所変更の手続きをしていただくもの (市役所関係以外)

以下の表では、市役所関係以外の主な各種手続きについてご案内しておりますが、手続きの期間や方法、必要書類等については、問い合わせ先の関係官公庁・団体等にお尋ねいただくこととなります。

年金・健康保険関係の手続きについて

第1号被保険者（国民年金に加入の自営業の方など）の方は、住所変更の手続きは必要ありません。

国民健康保険の被保険者の方は、住所変更の手続きは必要ありません。実施日以降に市役所から順次郵送します。

事 項	該 当 者	手続きの期間	必要書類等	手続・問合せ先
第2号被保険者の住所変更 (厚生年金の加入者)	厚生年金保険被 保険者の方	実施日以降お早めに (届出は勤務先)	変更届	厚生年金加入者 の勤務先
第3号被保険者の住所変更 (「第3号被保険者」とは、 第2号被保険者に扶養され ている配偶者)	国民年金第3号 被保険者の方	実施日以降お早めに (届出は配偶者の勤務先)	変更届	
国民年金・厚生年金受給者	手続きの必要はありません。 年金証書はそのまま大切に保存してください			日本年金機構 千葉年金事務所 043-242-6320
共済年金受給者	共 済 年 金 を 受 給 されている方	実施日以降お早めに	受給先の共済組 合にお尋ねくだ さい。	年金受給先の 共済組合
心身障害者扶養共済加入 (年金) 証書	証 書 を お 持 ち の 方	年1回の現況届出時に変更手続きをしてく ださい。 ※詳細は、扶養共済加入(支給)団体の 窓口にお尋ねください。		扶養共済加入(支給) 団体の窓口
全国健康保険協会(協会け んぽ)や健康保険組合が所 管する健康保険の変更届	健 康 保 険 に 加 入 している被 保 険 者	実施日以降お早めに (届出は勤務先)	変更届	健康保険加入者 の勤務先

不動産の登記について

不動産（土地・建物）に係る登記事項の表題部（土地の場合は、所在・地番・地目・地籍、建物の場合は、所在・家屋番号）は、法務局が書き換えますので、皆様による手続きは不要です。

権利部に記載の登記名義人（所有者等）の住所は、本人からの申請がなければ変更されません。不動産の売買や相続等の支障とならないよう住所変更登記を行っておく必要があります。

住所変更登記は、証明書（市役所発行）を提出することで登録免許税は免除となります。

区画整理区内の土地・建物は、実施日以降、登記事務停止によって一時変更登記申請ができなくなるため、受付は事務停止解除後となります。

事 項	該 当 者	手続きの期間	必要書類等	手続・問合先
不動産（土地・建物）の所有者等の住所変更（権利部）	区域内にお住まいで、国内に土地、建物を所有又は権利を有している方	実施日以降お早めに	登記申請書・証明書など	千葉地方法務局 いすみ出張所 62-2283

商業・法人の登記について

会社や法人の本店（支店）等の所在地については、その代表者から変更登記の申請をする必要があります。

代表者の住所についても同様に変更登記の申請をする必要があります。

いずれの登記も証明書（市役所発行）を提出することで登録免許税は免除となります。

事 項	該 当 者	手続きの期間	必要書類等	手続・問合先
会社や法人の本店（主たる事務所）の所在地の変更	区域内に本店（支店）等または代表者等の住所がある会社、法人の代表者	本店は、実施日から2週間以内	登記申請書・証明書など	本店または支店の所在地を所管する法務局にお尋ねください。 千葉県内の場合は千葉地方法務局 法人登記部門 043-302-1315
会社や法人の支店（従たる事務所）の所在地の変更		支店は、実施日から3週間以内		
会社や法人の代表者等の住所変更				

各種業務・営業・専門資格等に関する手続きについて

手続きの期間や方法、必要書類等については、各許可証・免許証等の関係官公庁・団体等にお尋ねいただくこととなります。

（法人の県民税・事業税及び個人事業税に係る所在地変更、酒類販売業免許証、警備業認定証、古物営業許可証、銃砲所持許可証など）

その他の手続きについて

事 項	該 当 者	手続きの期間	必要書類等	手続・問合せ先
パスポート（旅券）の住所変更	パスポートをお持ちの方	手続きの変更の必要はありません。 パスポートの最終ページの裏にある「所持人記入欄」の住所をご本人で訂正してください。		千葉県中央旅券事務所 043-238-5711
自転車防犯登録の住所変更届	自転車の所有者（使用者）	実施日以降お早目に	住所氏名変更届	自転車を購入し防犯登録をされた自転車販売店
電力（東京電力ほか）契約に係る住所変更	電力供給の契約を結んでいる方	東京電力は手続きの必要はありません。 東京電力以外は、事業者によって対応が異なりますので、お取引先等にお尋ねください。		東京電力エナジーパートナー 0120-995-113
ガス（(株)ザ・トーカイほか）契約に係る住所変更	ガスの契約を結んでいる方	(株)ザ・トーカイは手続きの必要はありません。 (株)ザ・トーカイ以外は、事業者によって対応が異なりますので、お取引先等にお尋ねください。		(株)ザ・トーカイ大原支店 66-1920
NHK放送契約に係る住所変更	NHKと受信契約を結んでいる方	手続きが必要です。 詳細は、NHKにお尋ねください		NHK千葉放送局営業部 043-203-0700
電話（固定・携帯）、インターネット		事業者によって対応が異なりますので、お取引先等にお尋ねください。		
金融機関、保険会社のほか、勤務先等個人的なもので、住所変更を必要とす		事業者によって対応が異なりますので、お取引先等にお尋ねください。		

問 い 合 わ せ 先

〒298-8501 いすみ市大原7400-1

いすみ市建設課 都市整備班

電話 62-1204